

## 米子市企業人材スキルアップ支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等における人材のスキルアップを促進し、事業の成長に資するため、雇用する従業員に職業能力の開発及び向上に必要な講座を受講させる中小企業者等に対し、予算の範囲内において、米子市企業人材スキルアップ支援補助金（第3条第2項第5号を除き、以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所（次号において「事務所等」という。）を有すること。
- (2) 次条第1項に規定する補助対象事業（次項第5号において「補助対象事業」という。）の終了後も、引き続き1年以上、市内に事務所等を有し、事業を継続する予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）により所有され、又は出資されている中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業により所有され、又は出資されている中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占

めている中小企業者

- (2) 規則第7条の2各号のいずれかに該当する者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営む者
- (4) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納している者
- (5) 当該補助対象事業について、国、地方公共団体その他の団体から補助金（米子市企業人材スキルアップ支援補助金を除く。）、助成金その他の金銭（次条第1項第2号において「補助金等」という。）の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付を受ける者として適切でないと市長が認める者  
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、中小企業者等が、その雇用する従業員（次に掲げる要件の全てに該当する者に限る。）に対し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項の厚生労働大臣が指定する教育訓練に係る講座その他これに類するものとして市長が認める講座（当該中小企業者等又は当該中小企業者等の役員（監査役及びこれに準ずる者を除く。以下この条において同じ。）が他の法人その他の団体の役員を兼ねている場合における当該他の法人その他の団体が実施するものを除く。以下「教育訓練講座等」という。）を受講させる事業とする。

- (1) 当該教育訓練に係る講座の受講につき、雇用保険法第10条第5項に規定する教育訓練給付金の支給を受けていないこと。
- (2) 当該教育訓練講座等の受講につき、米子市社会人スキルアップ・再就職支援補助金その他の補助金等の交付を受けていないこと。

2 一の中小企業者等が、補助金の交付を受けて教育訓練講座等を受講させることができる従業員の数は、一の年度において5人を限度とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 教育訓練講座等の入学金
- (2) 教育訓練講座等の受講料

(3) 教育訓練講座等の受講に係る教材費

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育訓練講座等の受講に必要な経費として市長が認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）又は5万円に補助金の交付を受けて教育訓練講座等を受講させる従業員の数を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、教育訓練講座等の受講を申し込む前に、米子市企業人材スキルアップ支援補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 従業員に対して受講させる教育訓練講座等の内容及び補助対象経費の額を確認することができる書類

(2) 教育訓練講座等を受講させる従業員を雇用していることを確認することができる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請は、一の年度において、一の中小企業者等につき1回に限り行うことができる。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第9条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、米子市企業人材スキルアップ支援補助金交付決定通知書（別記様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認められたときは、当該補助金の交付の申請をした者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

(実績報告及び補助金の支払の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、当該交付決定に係る教育訓練講座等の受講の申込みをし、当該教育訓練講座等

に係る補助対象経費を支払った後、米子企業人材スキルアップ支援補助金実績報告書兼支払請求書（別記様式第3号）に当該補助対象経費に係る領収証その他その支払を証明する書類又は当該支払を確認することができる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに、当該報告の内容について審査し、適当と認めるときは、交付対象者に交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該補助金の交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、当該交付決定の額を変更して当該補助金の額を確定するものとする。この場合において、市長は、交付対象者に対し、規則第19条第2項の補助金等確定通知書によりその旨を通知するものとする。

3 前項の場合においては、前条の規定による支払の請求は、その効力を失うものとする。

4 交付対象者は、第2項後段の規定による通知を受けたときは、同項前段の規定により確定した額の補助金の支払について、規則第20条第2項の補助金等支払請求書により市長に請求するものとする。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助金の額を確定した日から30日以内に、市長が定める方法により、当該確定した額の補助金を交付対象者に支払うものとする。

2 市長は、前条第4項の規定により補助金の支払の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に、市長が定める方法により、当該請求に係る額の補助金を交付対象者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該交付対象者に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助対象事業に関して、不正若しくは不適切な行為又は法令若しくは条例に違反する行為をしたとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該

取消しに係る部分について既に補助金が支払われているときは、当該交付対象者に対し、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。